

7 経営健全化計画の実施に向けた社内の取り組み

(1) 全社員への周知等

経営健全化計画の遂行にあたっては、全社員に本計画の周知を図るとともに、役員・社員一丸となった取り組みを行う。

(2) 実効性の担保

本計画については、今後10年間を計画期間としているが、今後の社会経済情勢等が不透明なことから、各事業年度の当社営業計画作成時に本計画の実施状況を検証するとともに、見直しや充実を行うなど、実効性を担保する。